

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和8年4月10日

香川県知事 池田 豊 人

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月
高松東南部土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	東八幡地区	令和7年6月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	松ノ木地区	令和8年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	高野地区	令和8年1月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	川久保地区	令和8年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	神子地区	令和8年2月4日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	八反地地区	令和8年3月6日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	すり鉢池地区	令和8年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	渴水地区	令和8年2月24日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	東大熊地区	令和8年2月6日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上宮谷地区	令和8年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西平田地区	令和8年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	南原2地区	令和8年3月10日
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北原地区	令和8年2月18日